

○経済産業省告示第百九号

国際相互承認に係る容器保安規則（平成二十八年経済産業省令第八十二号）第二条第五号及び第六号の規定に基づき、平成二十八年経済産業省告示第百八十四号（国際相互承認に係る容器保安規則に基づき容器の規格等の細目、容器再検査の方法等を定める告示）を次のように改正し、平成三十一年五月一日から施行する。

平成三十一年四月二十二日

経済産業大臣 世耕 弘成

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	(参加国等) 第二条 規則第二条第五号及び第六号の経済産業大臣が定める国、地域又は機関は、別表に掲げるものとする。 別表(第二条関係) <table border="1"> <tr> <td data-bbox="194 248 1053 521"> 一 規則第二条第五号イ及び第六号イの経済産業大臣が定める国、地域又は機関 </td><td data-bbox="194 521 1053 1093"> ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、スウェーデン、ベルギー、ハンガリー、チェコ、スペイン、セルビア、英国、オーストリア、ルクセンブルク、スイス、ノルウェー、フィンランド、デンマーク、ルーマニア、ポーランド、ポルトガル、ロシア、ギリシャ、アイルランド、クロアチア、スロベニア、スロバキア、ベラルーシ、エストニア、モルドバ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ラトビア、ブルガリア、カザフスタン、リトアニア、トルコ、アゼルバイジャン、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、欧州連合、オーストラリア、ウクライナ、南アフリカ共和国、ニュージーランド、キプロス、マルタ、大韓民国、マレーシア、タイ、アルバニア、アルメニア、モンテネグロ、サンマリノ、チュニジア、ジョージア及びエジプト </td></tr> </table>	一 規則第二条第五号イ及び第六号イの経済産業大臣が定める国、地域又は機関	ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、スウェーデン、ベルギー、ハンガリー、チェコ、スペイン、セルビア、英国、オーストリア、ルクセンブルク、スイス、ノルウェー、フィンランド、デンマーク、ルーマニア、ポーランド、ポルトガル、ロシア、ギリシャ、アイルランド、クロアチア、スロベニア、スロバキア、ベラルーシ、エストニア、モルドバ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ラトビア、ブルガリア、カザフスタン、リトアニア、トルコ、アゼルバイジャン、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、欧州連合、オーストラリア、ウクライナ、南アフリカ共和国、ニュージーランド、キプロス、マルタ、大韓民国、マレーシア、タイ、アルバニア、アルメニア、モンテネグロ、サンマリノ、チュニジア、ジョージア及びエジプト
一 規則第二条第五号イ及び第六号イの経済産業大臣が定める国、地域又は機関	ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、スウェーデン、ベルギー、ハンガリー、チェコ、スペイン、セルビア、英国、オーストリア、ルクセンブルク、スイス、ノルウェー、フィンランド、デンマーク、ルーマニア、ポーランド、ポルトガル、ロシア、ギリシャ、アイルランド、クロアチア、スロベニア、スロバキア、ベラルーシ、エストニア、モルドバ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ラトビア、ブルガリア、カザフスタン、リトアニア、トルコ、アゼルバイジャン、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、欧州連合、オーストラリア、ウクライナ、南アフリカ共和国、ニュージーランド、キプロス、マルタ、大韓民国、マレーシア、タイ、アルバニア、アルメニア、モンテネグロ、サンマリノ、チュニジア、ジョージア及びエジプト		
改正前	(参加国) 第二条 規則第二条第四号及び第五号イ及びロの経済産業大臣が定める国は、別表に掲げる国とする。 別表(第二条関係) <table border="1"> <tr> <td data-bbox="194 1176 1053 1449"> 一 規則第二条第五号イ及び同条第六号イの経済産業大臣が定める国、地域又は機関 </td><td data-bbox="194 1449 1053 1998"> ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、スウェーデン、ベルギー、ハンガリー、チェコ、スペイン、セルビア、英国、オーストリア、ルクセンブルク、スイス、ノルウェー、フィンランド、デンマーク、ルーマニア、ポーランド、ポルトガル、ロシア、ギリシャ、アイルランド、クロアチア、スロベニア、スロバキア、ベラルーシ、エストニア、モルドバ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ラトビア、ブルガリア、カザフスタン、リトアニア、トルコ、アゼルバイジャン、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、欧州連合、オーストラリア、ウクライナ、南アフリカ共和国、ニュージーランド、キプロス、マルタ、大韓民国、マレーシア、タイ、アルバニア、モンテネグロ、サンマリノ、チュニジア、ジョージア及びエジプト </td></tr> </table>	一 規則第二条第五号イ及び同条第六号イの経済産業大臣が定める国、地域又は機関	ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、スウェーデン、ベルギー、ハンガリー、チェコ、スペイン、セルビア、英国、オーストリア、ルクセンブルク、スイス、ノルウェー、フィンランド、デンマーク、ルーマニア、ポーランド、ポルトガル、ロシア、ギリシャ、アイルランド、クロアチア、スロベニア、スロバキア、ベラルーシ、エストニア、モルドバ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ラトビア、ブルガリア、カザフスタン、リトアニア、トルコ、アゼルバイジャン、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、欧州連合、オーストラリア、ウクライナ、南アフリカ共和国、ニュージーランド、キプロス、マルタ、大韓民国、マレーシア、タイ、アルバニア、モンテネグロ、サンマリノ、チュニジア、ジョージア及びエジプト
一 規則第二条第五号イ及び同条第六号イの経済産業大臣が定める国、地域又は機関	ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、スウェーデン、ベルギー、ハンガリー、チェコ、スペイン、セルビア、英国、オーストリア、ルクセンブルク、スイス、ノルウェー、フィンランド、デンマーク、ルーマニア、ポーランド、ポルトガル、ロシア、ギリシャ、アイルランド、クロアチア、スロベニア、スロバキア、ベラルーシ、エストニア、モルドバ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ラトビア、ブルガリア、カザフスタン、リトアニア、トルコ、アゼルバイジャン、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、欧州連合、オーストラリア、ウクライナ、南アフリカ共和国、ニュージーランド、キプロス、マルタ、大韓民国、マレーシア、タイ、アルバニア、モンテネグロ、サンマリノ、チュニジア、ジョージア及びエジプト		

二 規則第二条第 五号ロ及び第六 号ロの経済産業 大臣が定める国 、地域又は機関	三 規則第二条第 五号ハ及び第六 号ハの経済産業 大臣が定める国 、地域又は機関
ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、スウェーデン、ベルギー、ハンガリー、チェコ、スペイン、セルビア、英国、オーストリア、ルクセンブルク、スイス、ノルウェー、フィンランド、デンマーク、ルーマニア、ポーランド、ポルトガル、ロシア、ギリシャ、アイルランド、クロアチア、スロベニア、スロバキア、ベラルーシ、エストニア、モルドバ、ボスニア・ヘルツェ	ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、スウェーデン、ベルギー、ハンガリー、チェコ、スペイン、セルビア、英国、オーストリア、ルクセンブルク、スイス、ノルウェー、フィンランド、デンマーク、ルーマニア、ポーランド、ポルトガル、ロシア、ギリシャ、アイルランド、クロアチア、スロベニア、スロバキア、ベラルーシ、エストニア、モルドバ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ラトビア、ブルガリア、カザフスタン、リトアニア、トルコ、アゼルバイジャン、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、欧州連合、ウクライナ、南アフリカ共和国、キプロス、マルタ、マレーシア、アルバニア、アルメニア、モンテネグロ、サンマリノ、チュニジア、ジョージア及びエジプト

二 規則第二条第 五号ロ及び同条 第六号ロの経済 産業大臣が定め る国、地域又は 機関	二 規則第二条第 五号ロ及び同条 第六号ロの経済 産業大臣が定め る国、地域又は 機関
「新設」	「新設」 ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、スウェーデン、ベルギー、ハンガリー、チェコ、スペイン、セルビア、英国、オーストリア、ルクセンブルク、スイス、ノルウェー、フィンランド、デンマーク、ルーマニア、ポーランド、ポルトガル、ロシア、ギリシャ、アイルランド、クロアチア、スロベニア、スロバキア、ベラルーシ、エストニア、モルドバ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ラトビア、ブルガリア、カザフスタン、リトアニア、トルコ、アゼルバイジャン、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、欧州連合、ウクライナ、南アフリカ共和国、キプロス、マルタ、マレーシア、アルバニア、モンテネグロ、サンマリノ、チュニジア、ジョージア及びエジプト

備考 表中の「」の記載は注記である。	
	ゴビナ、ラトビア、ブルガリア、カザフスタン、リトアニア、トルコ、アゼルバイジャン、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、欧州連合、オーストラリア、ウクライナ、南アフリカ共和国、ニュージーランド、キプロス、マルタ、大韓民国、マレーシア、タイ、アルバニア、アルメニア、モンテネグロ、サンマリノ、チュニジア、ジョージア及びエジプト